

## 天皇観と戦争批判の相関関係 ——矢内原忠雄を中心にして——

菊川美代子

### <目次>

#### 序文

1. 矢内原忠雄の神論と天皇観
2. 「平和国家」の礎
3. 国体論

#### 結論

### 序文

本稿は、アジア・太平洋戦争下において戦争批判を貫いたキリスト者である矢内原忠雄の天皇観を明らかにし、その戦争批判と天皇観の相関関係を考察することを目的とする。

矢内原は、内村鑑三が創始した無教会主義を實踐するキリスト者の一歴史集団の一員であり、さらに内村から直接の薫陶を受けたいわゆる「二代目」とよばれる第二世代の一人であった。内村は絶対非戦論者であったが、第二世代においては必ずしもそうではなかった。

内村や海老名弾正、植村正久など、明治時代のキリスト者の一代目は、日本とキリスト教の関係について楽観的であったが、彼らの没後に近代天皇制はますます強化され、日本は立憲君主制ではなく神政政治に近い形を取り、彼らの思惑は外れた。明治時代のキリスト者らは、天皇制ファシズムが最盛期を迎える前に没したが、第二世代の人々は、最盛期の天皇制ファシズムと正面から対峙しなけりばならなかった。アジア・太平洋戦争中に戦争批判を貫いた人々がいた一方で、太平洋戦争開戦に際して戦争肯定の立場に転向した人々もいたのである。矢内原は、そのように多様な反応を示した二代目の中心人物のひとりであった。

本稿の主題を含む、無教会内部から問題提起を行った重要な先行研究として、藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々（上）——敗戦の神義論』（1977年）、藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々（下）——十五年戦争と無教会二代目』（1977年）がある。この二冊において取り上げられた二代目の指導者らは、アジア・太平洋戦争期を中心に、内村鑑三記念講演会<sup>1</sup>に講師として参加をしていた、主に独立伝道者の人々であった。「無教会の戦争責任の自己批判」<sup>2</sup>としての意味をもつこれら上下巻の著者たちは、二代目における、アジア・太平洋戦争に対する態度の相違が生じた原因の追及を試みた。そのさいに私が注目したい

のは、「二代目弟子の分極化の基底にある社会的なもの（人間の性格その他個人的なものは別として）として天皇制につき当るに至った」<sup>3</sup>とする、彼らの前提的認識である。

戦後の歴史家が矢内原に下した評価は総じて高いが、彼の天皇観に対する評価は低い。よくなされる批判のパターンとしては、矢内原を積極的に評価した直後に、「それにもかかわらず、戦後の矢内原の天皇制論というのは非常にナショナリスティックです」<sup>4</sup>といったように、天皇支持者という理由だけで、単純に批判をするというものである。しかし、矢内原批判は、そのような単純な議論でもって済まされてよいのであろうか。それでは、矢内原が言おうとしていたことを見落としてしまうのではないだろうか。

これまでの矢内原研究は、大別して二つの立場からなされている。一つは、彼の信仰上あるいは学問上の弟子などによる「通説」であり、もう一つは、マルクス主義者や朝鮮研究者らによる矢内原の植民地認識の「限界」を批判する「見直し論」である。しかし、没後50年弱を経た今でも、ほとんどの矢内原研究は、敗戦前までの彼に焦点を当てており、敗戦直後の矢内原の国家構想については、全くと言っていいほど触れられていない<sup>5</sup>。

矢内原は神としての天皇は否定していたが、人としての天皇は、「民族精神の理想型を見出す事が許される……最も私心なく生きて居られる日本人」<sup>6</sup>だと考えており、敗戦直後は、天皇を中核とした共同体として日本を復興させようと考えていたほどに、天皇を崇敬していた。したがって、矢内原の天皇観を考察することで、戦争批判と両立する天皇観の存在を明らかにできるであろう。

矢内原が天皇と天皇制について述べることは、当時の時代状況の制約もあり、発禁処分となった「日本精神の懐古的と前進的」（『理想』1933年1号に掲載、『矢内原忠雄全集』18に所収。以下、『全集』）を除いて、アジア・太平洋戦争の最中においてはあまりなく、自らの天皇観を述べたのは、敗戦直後の諸論考においてであった。したがって、本稿では、矢内原が敗戦直後に各地で立て続けに行った、いわゆる「終戦六講演」——「日本精神への反省」（1945年10月2－3日、長野県木曾郡、『全集』19所収）、「平和国家論」（1945年11月6－7日、長野県塩尻市広丘村、『全集』19所収）、「日本の運命と使命」（1945年12月2日、山形県山形市、『全集』19所収）、「日本の傷を医す者」（1945年12月13日、東京都、『全集』19所収）、「国家興亡の岐路」（1946年2月11日、大阪府大阪市、『全集』19所収）、「基督教と日本の復興」（1946年2月12日、愛知県名古屋市、『全集』19所収）——を含む、主に敗戦直後の諸論考によって、矢内原の天皇観を検討する<sup>7</sup>。

以下、本稿では次の順序によって議論が進められる。第一章で、矢内原が考えていた日本人の神観を検討し、第二章では、矢内原が「平和国家」としての日本復興の道を構想していたが、その構想には彼の天皇観が深く関連していたことを明らかにする。第三章では、矢内原の期待していた、「平和国家」における天皇の位置付けを、つまり、矢内原の国体論を考察する。最後に以上の議論を通して、塚本虎二、黒崎幸吉、金澤常雄といった、第二世代の中でも強く天皇に傾倒していた人々が、それが故に太平洋戦争開戦に際して戦争批判を貫徹せず、戦争肯定の立場へ転向したことに対して、同じく天皇に強く傾倒していた矢

内原においては、戦争批判と天皇支持の立場は相克するものではなく、むしろ補完し合っていたことを明らかにする。

## 1. 矢内原忠雄の神論と天皇観

矢内原は敗戦直後の諸論考の中で、「日本国の敗北と今日の苦難の原因は、之迄日本政府と国民が基督教に対してとつたところの無理解と怠惰の罪である」<sup>8</sup>と断じている。なぜなら、キリスト教を受容しなかったために「日本人の神観が曖昧」<sup>9</sup>なままにとどまり、神と人との区別を明確につけられず、「天皇神性と人性との関係の不明確」<sup>10</sup>が生じ、日本が敗戦という「神の審きを受けなければならなかつたことの根本的理由」<sup>11</sup>の一つである、天皇を神とみなす偶像崇拜が横行したからとされている<sup>12</sup>。

矢内原は、天皇を神とすることについて、「天皇は人でなくて神であるといふ時に、もうその素朴さは許されることの出来ない無知であり、不虔であり、まことの宗教からの脱離」<sup>13</sup>と断罪しているのである。このような、日本人の宗教観に対する批判は、一神教であるキリスト教の立場からは提出のしやすい議論であり、理解できるものである。しかしこれは、キリスト教の尺度から日本を批判しているのみであって、日本における問題性を分析するには、それだけでは不十分なのではないだろうか。

たとえば、矢内原は天皇の神性について以下のように述べる。

天皇を現人神なりと為す信念には二つの考慮が加へられねばならない。その妥当する範囲は国家であつて、国家生活以外の宇宙人生に関するものでないこと、その一である。その妥当する本質は国家の中心たる位体に於てであつて、現実の天皇の生活及人格に関するものでなきこと、その二である。天皇神性の基礎は人格よりも位体に於て存し、天皇人性の基礎は位体よりも人格に於て存する。現実の天皇は国家的位体に於て神性であるので、人格的に至聖至愛全智全能の神性を持つとの謂では無い。生活及人格に於ては凡ての人間と同様、造物主に相対して人性を有つものである。<sup>14</sup>

このように矢内原は、国家において天皇は尊重されねばならないが、天皇は他の人間と同様に人間であるとして、天皇の神性をはっきりと否定しているのである。矢内原は、このように天皇の神性と人性を区別できない日本人の神観を、日本が復興するにあたっての一番の問題とし、「問題中の問題は神観の問題」<sup>15</sup>と述べる。それでは、矢内原が考える日本人の神観とは、どのようなものであるのだろうか。

矢内原は、「終戦六講演」のひとつである「日本精神への反省」において、日本人の典型的な神観を見出すことができる人物として、本居宣長をあげ、宣長の神観への考察を通して日本人の神観を考察し、批判を加える<sup>16</sup>。矢内原はそのなかで、日本人の神観の長所と短所が凝縮されているものとして、西行が伊勢神宮に参詣した時に詠んだ、「何事のおはしますかは知らねども かたじけなさに涙こぼるる」という歌を取り上げ、長所は、「かたじ

けなさに涙こぼるる」という、「神の聖さの前にもつ敬虔な信仰的な感情」であるとし、短所は、「この何となくといふ漠然たる宗教感情には人格性がない」ゆえに、「人格的観念が稀薄」なことだとする<sup>17</sup>。

矢内原は、この長所をさらに伸ばすためには、絶対者としての神を認める必要があると述べる。

……神としての必要の特質の一つは絶対といふことである。即ち絶対神といふ考へであります。……宗教の最高発展形態たる一神教に於いては、神といふ以上それは絶対者でなければならない。絶対最高唯一といふことは神の神たるに必要な本質であります。<sup>18</sup>

この引用文中にある「宗教の最高発展形態たる一神教」という言葉から、矢内原が宗教進化論的なものの考え方をしていたことがうかがえる。その前提にたつて、短所を克服するためには、人格的な神を認める必要があるとする。

神が万物を生成し、人心に影響を与へ、人の生涯の吉兆禍福を司どるといふのであるならば、それは人格的な存在でなければならない。人格的存在でなければ、人格者たる人に対して働きを有つ事が出来ない。非人格的なものが人格的な人間の心に働きを有つといふならば、それは人の迷信である、作り事である、そら事である。<sup>19</sup>

このように、絶対者かつ人格者である神を認めなければ、神と人との区別がなく、「名は神ながらと呼ばれようとも、実は人ながら」<sup>20</sup>に陥ってしまうと矢内原は主張する。したがって、「神には色々あつて、世の吉凶禍福、よろづの事はそれぞれ神の所行である」<sup>21</sup>という、絶対者と人格者のいずれでもない神しか存在しない宣長の神観<sup>22</sup>——日本人の神観——は、「凡ての事が人間の水準に引き下げられ」<sup>23</sup>るから、その神観は「無内容」<sup>24</sup>なものであり、「安易な現状是認」<sup>25</sup>に陥ると断罪する。

矢内原は、このような神と人とははっきりと区別できない日本人の神観から、「天皇神性と人性との関係の不明確」が生じ、現人神としての天皇崇拝が横行したと考えていた。しかし、矢内原は、日本国民が現人神として天皇を崇拝していることに、「日本国民思想の特殊性」を見出してもいた。矢内原は、「日本精神の懐古的と前進的」の中で、「日本国民は国家を重んずる点に於て道義秩序を尊重する道徳性を表明し、天皇を尊敬する点に於て神性を尊崇する宗教性を表明」すると考え、「我國民思想の特殊性はその道徳性と宗教性に見られる」と述べている。要するに、この天皇への「宗教的敬虔」、つまり「宗教性」を、「道徳性」と並び、「大体に於て日本歴史を一貫し、我國民思想の歴史的伝統を作り上げたもの」と評しているのである<sup>26</sup>。ただ、これは天皇を神とすることを肯定しているのではない。しかし、矢内原は、天皇を人間と言いながらも、神の経綸の中に天皇を位置づけていた<sup>27</sup>。この点については色々と議論のあるところだが、私には、矢内原は、天皇をキリ

スト教の神の経緯の中に位置付けられた「特別な人間」として見ていたとするのが適切であるように思われる<sup>28</sup>。

矢内原はまた、そのように「宗教性」に特殊性を持つ国民には、その「国民が尊崇する神霊即ち宗教的尊崇の対象如何」<sup>29</sup>という問題が生じると述べる。なぜなら、これまで見てきたような、神と人の区別がなされていない日本人の神観では、人を神として崇める危険性が存在するからである。実際に、天皇が現人神として崇められていた当時においては、その危険性が表れていたのは明らかであった。矢内原は、この危険性を克服するには、絶対者かつ人格者である神、つまりキリスト教の神を受け容れなければならないと主張する<sup>30</sup>。「極めて雑然として居り……神についての考へ方が純粹さを持つて居ない」<sup>31</sup>日本人の神観の危険性を克服するには、キリスト教を冷遇していた、これまでの日本の態度を改め、「正しき信仰正しき神観をもつべき」<sup>32</sup>であるというのである。

さらに矢内原は、このようにして日本人がキリスト教を受容しなければならない根拠を、1946年元日に発せられた天皇の詔書（いわゆる「人間宣言」）に見る。矢内原によれば、この詔書により、「天皇と神との峻別がなされ」、上に述べたような日本人の神観に、「区別」が与えられたという。したがって、「今や日本人の神観は百八十度の転回をして、全く新しい基礎に立て直さなければならないのであります」と訴えていくのである<sup>33</sup>。

このように、矢内原は、天皇の詔書を根拠にし、日本国民がキリスト教を受容するべきであると訴えた<sup>34</sup>。矢内原は、キリスト教を受容して「正しき神観」を獲得することによってのみ、日本を復興できると考えていたのである<sup>35</sup>。そのさいに、矢内原が、天皇自身は現人神として崇められることを望んでいなかったと考えていたことは、注目に値するであろう。また、矢内原は、日本を「平和国家」として復興するべきであり、天皇をその重要な礎だと考えていた。したがって、第二章では、矢内原が、天皇をどのように「平和国家」の礎として据えていたのかということ考察する。

## 2. 「平和国家」の礎

矢内原は、日本を「平和国家」として復興するべきであると繰り返し述べるが、その構想には彼の天皇観が深く関連していた。それを示すものとして、まず、「平和国家」という言葉自体が、敗戦後の臨時議会開院式の詔勅において、初めて用いられた言葉であったことが挙げられる<sup>36</sup>。矢内原は、1945年12月12日に山形市県会議事堂において行った終戦講演「日本の運命と使命」において、「平和国家」という言葉について以下のように述べる。

平和国家を確立して人類文化に寄与するといふことを、陛下は終戦後の御詔勅の中に仰せられました……日本の国のやうに軍備を全く捨てて、今後もそれを再び持つ事の予期されない国の唱へる平和論にして、始めてそれは偽りなき真実な国策たり得るのであります。……この、他の国々が真面目に正直に考へつくことの出来ない国家の理想、国家の理念、国家の根本政策をば、陛下は平和国家といふ言葉で言ひ表され、それを

我々は日本国民の使命として自覚するのであります。平和国家といふ言葉そのものが和製の言葉であります。……日本製の言葉であります。その精神、その理想も亦我国特有のものであります。<sup>37</sup>

「日本の国のやうに軍備を全く捨てて、今後もそれを再び持つ事の予期されない国の唱へる平和論にして、始めてそれは偽りなき真実な国策たり得る」という言葉から、矢内原が、武力を完全に放棄した「平和国家」としての日本の復興を「日本国民の使命」だと考えていたことを読み取ることができる。ここで注目すべきことは、矢内原は、その根拠を、「さういふ国として神が日本を選び給うた」<sup>38</sup>と、神から与えられた使命であるからということと共に、天皇の詔勅にも見出しているということである。さらに矢内原は、1945年11月6日と7日に東筑摩郡広丘国民学校において、同校外五校よりなる群教育会中部会主催の下に行った講演「平和国家論」のなかで日本国民に向かって次のように述べる。

戦争終了後、天皇が議会開院式で仰せられた勅語の中に、平和国家の確立といふ明白な目標を示してをられるのであります。……日本人として、陛下の示された平和国家の理想を高閣に束ねて、之を考へようもしないのはどういふことか。<sup>39</sup>

矢内原の考えていた「平和国家」の内容については、本稿の趣旨から外れるので詳しくは立ち入らないが、これらの文章から、矢内原は、天皇を平和主義者であると考えていたことが伺えるであろう。矢内原はまた、戦時中に、人から時局の予想を尋ねられた際に、終戦のための唯一かつ最も簡単な手段は、「陛下の御英断」であると述べていた<sup>40</sup>。さらに、戦争を「神聖な戦」として肯定する「聖戦」という言葉についても、「終戦六講演」の一つである「日本の運命と使命」において、戦争中に天皇が詔勅の中で「聖戦」という言葉を使ったことは一度もなく、「聖戦」という言葉は、「天皇陛下の御言葉ではなくて、我々を指導して来た所の軍国主義者の作った言葉であつたのです」と主張したのである<sup>41</sup>。

ここから、矢内原が天皇を平和主義者とみなしていたのは明白であり、さらに、天皇は終戦によって平和主義者に転向したというのではなく、戦前から徹底した平和主義者であるとの考えを読み取ることができる。矢内原がそのように考えるに至った根拠は、彼の神話に対する姿勢に見出すことができる。以下は、矢内原が、神話についての評価を述べている文章である。

神話は決して架空の作り話ではなく、それは古代人の社会生活上の事実を古代人の理想によつて解釈した言ひ伝えであつて……神話に於ける信仰的要素……そのものが古代人の精神生活上の事実であつたのである。この故に……其の中に我らの祖先の生活と理想とを見出し、それが後代の歴史を通じて現代の国民を形成するに如何に働いてゐるか、如何に持続し、如何に発展したであらうかを検討するこそ、正しき科学的態度で

あると言はねばならない。<sup>42</sup>

このように、矢内原は神話を肯定的に評価し、古代から続く「信仰的要素」と現代との連続性を見出そうと試みるのである。しかし、現代との連続性とはどこから出てくるのであろうか。矢内原は「科学的態度」をもって神話を検討するというが、管見では、神話を反省的に見るという議論は、矢内原には見られない。したがって、「科学的態度」というよりは、むしろ直感的に捉えられており、天皇に対する親愛の情に根ざしている、矢内原の信念が多大に入っているのではないだろうか。

そしてこの姿勢から、矢内原は記紀神話の「天孫降臨の神勅」を、アブラハムが神から祝福を受けたという「創世記の記事に匹敵するところの一大神話」<sup>43</sup>と捉える。さらに注目すべきは、矢内原の「天孫降臨の神勅」に対する解釈である。矢内原は、天照御大神が須佐之男命から逃れて天の岩戸に隠れたことを「絶対的非戦無抵抗の態度」<sup>44</sup>と捉える。そして、そのように「平和、光、……無抵抗主義」を表現している天照御大神から、「永遠的な雄大な理想を以て」「幾多の困難と波瀾曲折に拘らず太陽の如く私心のない、おほらかな温かい心を以て歴史を経綸してゆくべしとの命令」である「天孫降臨の神勅」を与えられた<sup>45</sup>「一系の天子」——天皇——は、「この理想を永遠なる指導精神として日本の国土に国を建てた」<sup>46</sup>のだから、平和主義者であるとの解釈を下すのである。したがって、実際に歴代の天皇がそうであったかはともかく、矢内原にとって、天皇とは平和主義者でしかありえなかったのである<sup>47</sup>。

しかし、矢内原は「天孫降臨の神勅」という神話に対してこのような解釈をしつつも、先述のように、「日本精神の懐古的と前進的」では、理想の天皇と現実の天皇を明確に区別していたのである。したがってこれは、従来の国体論<sup>48</sup>の読みかえによる、新たな神話解釈の発明と見るべきであろう。

さて、ここで注意しておくべきことは、矢内原が、このような「天孫降臨の神勅」を下した天照御大神の背後には、キリスト教の神の経綸が働いていたと考えていることである。

天孫降臨の神勅を基督教の立場から見てどうなるか。……日本民族成立の当初にあつては、エホバの神は之に対し直接に己を顕し給ふ段階に到達してゐなかつたのであるが、その背後に於て、その根底に於て働いてをるものは、やはり唯一絶対のエホバの神の経綸である。<sup>49</sup>

矢内原は上の文章の直後に、「各民族の神話に含まれる永遠的意義ある理想は、宇宙的普遍的な絶対神の民族的歴史的なる顕現である」<sup>50</sup>と続けており、全ての民族にその働きの存在を認めていたことがわかる。このように、矢内原によると、キリスト教の神の働きが天照御大神という「態様」<sup>51</sup>で日本に顕現したというのである。ただし、これは日本にのみ、その働きが現れたという日本の優越を唱えるものではない。

これはつまり、「太陽の如く私心のない、おほらかな温かい心を以て歴史を経綸してゆくべしとの命令」である「天孫降臨の神勅」を与えたのは、キリスト教の神であったということになる。したがって、矢内原にとっては、「天孫降臨の神勅」と、それを受けた「一系の天子」である天皇は、「新生日本にとつての妨害物」<sup>52</sup>などではなく、むしろ、「平和国家」としての礎となるものであった。

以上見てきたように、矢内原は、「直感」や「信念」といったものによって神話を解釈し、天皇を平和主義者であり、「平和国家の礎」であると主張した。それでは、矢内原の「直感」や「信念」といった主観的なものは、なぜ天皇の神性を認めず、他の人間と同様に一個の被造物であると考え、天皇制ファシズムに抗うことが出来たのであろうか。それは、矢内原は信仰だけではなく、植民政策学という社会科学によって、客観的にも時局を見ていたからであった。そのことは、社会科学における矢内原の全業績に表れている。例えば、著書『マルクス主義と基督教』<sup>53</sup>においては、矢内原はマルクス主義者ではなかったにもかかわらず、マルクス主義の諸理論を、時局への批判的認識を与えるための極めて有効な一つの手段として利用している。つまり、矢内原は、柳父圀近が形容したように、『『イズム』ではなくて『社会科学』として使えるものは』使い、時局批判の武器としたのである<sup>54</sup>。そしてこのような時局批判は、柳父が、矢内原のこのような姿勢を「いいうべくんば、矢内原による『社会科学の神学』である」<sup>55</sup>と形容しているように、矢内原の考える「神の国」の理想に照らして告発した諸問題への批判であった。すなわち、矢内原は、社会科学に対して信仰的意味づけをしていたのであり、矢内原においては、信仰と社会科学は、互いに不可分の関係だったのである<sup>56</sup>。そして、だからこそ、教育勅語の精神に基づく教育を受け、第一高等学校—東京帝国大学という、その当時の体制下のエリートであり、天皇に対する強い親近感を持っていた矢内原が、天皇制ファシズムと対決できたのではないだろうか。

本章では、矢内原の国家構想には、彼の天皇観が深く関連していたことを明らかにした。それでは、矢内原は、復興後の日本において、天皇にどのような役割を期待していたのであろうか。第三章でこのことを考察する。

### 3. 国体論

矢内原は、終戦直後から、「日本国民の世界史的使命」として、三つの項目——「第一は一系の天子、第二は東西文明の融合、第三は平和国家」——を挙げていた<sup>57</sup>。この序列から分かるように、矢内原は、日本の果たすべき使命の筆頭として、天皇を挙げていたのである。

矢内原は、「日本国民の使命と反省」（『世界』8 に掲載、1946年8月）において、日本の歴史において天皇が政治の実権を掌握した時代は多くないにもかかわらず、「天皇は国民的動揺の帰着点、国民歴史の持続者」として、二千年以上にわたる長期間、世襲的に継続してきたという「事実」が重要であると語る。そして、その「事実」の示す意味は、「国の政



治理想は征服にあるのではなく、国民の共同体……上長に対する礼儀と尊敬とを保つ親愛の共同体であることが日本国民の永遠的理想であるとの事——「上長」とは、もちろん天皇をさす——であるから、そのような理想を追求し顕揚することが、日本国民の「永遠的使命」であり、「一系の天子」は、そのような国民的使命の「歴史的表現」であるとした<sup>58</sup>。つまり、矢内原は、天皇を精神的中核とした共同体として日本を復興させることが、日本国民の使命であり、天皇はそのような使命の「歴史的表現」と考えていたのである。

また、「日本国民の使命と反省」の文中に見られるように、矢内原は天皇を「帰着点」とであると繰り返し述べる。天皇は、これまでも、そしてこれからも日本人の「帰着点」——「国民生活の思想的及び政治的な帰着点」<sup>59</sup>、「日本人の国民生活の社会的中心、思想的帰着点」<sup>60</sup>——であると主張するのである。「帰着点」とは、すべてが収斂する点であるから、この表現に、天皇を中心とした共同体として日本を復興させようとする矢内原の構想を見て取ることができる。そして、天皇をこのように捉えていた矢内原は、天皇を政治制度として捉える「天皇制」に対して批判的であった。

矢内原は、「制度としての天皇といふことを我々はこれまで多く考へもしなかつたし言葉にもしなかつた」<sup>61</sup>というように、天皇を制度とは考えていなかったと述べるのである。そして、「天皇制」という言葉について、「近頃頻りに用ひられる『天皇制』といふ言葉は、ロシアの『ツァーリズム』の翻訳である臭ひがあり、日本語としては意味のわかりにくい言葉である」<sup>62</sup>と述べ、さらに、外国人の考えたものだと退けている<sup>63</sup>。しかし実際には、「天皇制」という言葉は、1930年代の共産党周辺から使われ始めた言葉であり、また、敗戦直後にはまだ一般化していなかった<sup>64</sup>。

また、日本人に対しても、「西洋人が天皇制をどうかうと言へば、日本人迄も天皇を一つの制度と考へてかれこれ論議する。併し、天皇は制度ではない。日本人の国民的感情の中心である」<sup>65</sup>と非難し、今こそ「素朴な国民感情として天皇を尊ぶ」<sup>66</sup>べきだと主張するのである<sup>67</sup>。

このように、矢内原は天皇を制度ではないと主張した。しかし、現実的に天皇の地位を保持するためには制度が必要であり、また制度としての裏付けが無ければ、教育勅語による教育の成果としての、国民への多大な感化はなかったであろう。

以上、矢内原が、天皇とは制度ではなく、日本国民の精神的な中心点であり、天皇を中心とした共同体として日本は復興するべきだという考えを持っていたことを明らかにした。しかし、このような考えは矢内原独自のものではなく、当時としては一般的な考えであった。キリスト者においても、矢内原を含め、南原繁や高木八尺など、内村鑑三の薫陶を受けた人々は、敗戦直後、いずれも天皇を精神的中核に据えた共同体としての国家を復興させるべきであるという構想を持っていたのである。

矢内原の考えにおいて重要であるのは、そのような共同体という構想の背後に神を見ていることであり、また、その根拠が彼の「天孫降臨の神勅」の解釈にあるということである。前章で述べたように、矢内原は、「天孫降臨の神勅」から、天皇は「平和国家」の礎である

という解釈を引き出したのであるが、矢内原は、「天孫降臨の神勅」に、さらに、次のような解釈を与えているのである。

天孫降臨の神勅……には如何なる事実があり如何なる理想が含まれてをるかと申せば、日本民族の社会的構成の中心として天皇がある。天孫が氏族生活の中心たる氏の上である。その政治理想は征服者による支配関係でなくて、民族的社会の長として私心なく団体を導いて往くことにある。<sup>68</sup>

神話に対して、古代から続く「信仰的要素」と現代との連続性を見出そうとした矢内原は、「天孫降臨の神勅」に「日本民族の社会的構成の中心として天皇がある」という理想を見出し、その理想に、現代との連続性を見たのであった<sup>69</sup>。

また、矢内原は、大日本帝国憲法から日本国憲法への移行に際しても、その連続性を保持することができる考えた。以下は、矢内原が日本国憲法における天皇の地位について述べた「新憲法について」（1946年12月『嘉信』に掲載）という論文の一部を抜粋したものである。

日本の国体は、……日本人の国民生活の社会的中心、思想的帰着点として、又日本の歴史の永続性の保持者として、万世一系の天皇が立つて居られるといふ事にある。即ち国体といふ観念は……社会的・歴史的である。今度の新憲法は此の社会的・歴史的な国体観念を成文化したものであつて、かういふ意味では、国体は変革されたと見る必要はない。<sup>70</sup>

天皇は、大日本帝国憲法においては、神聖不可侵の統治権者と規定され、議会の権限を規制できる天皇大権、陸海の軍令機関を直接統率する統帥権を持っていたが、日本国憲法においては、憲法上は非政治化され、その立場は大きく変わった。それにもかかわらず、矢内原は、日本国憲法における、非政治化された天皇——象徴としての天皇——を、「社会的・歴史的な国体観念を成文化したものであるから、「国体は変革されたと見る必要はない」と、その連続性を訴える。

こうした連続性の主張は、矢内原特有のものではなかった。政治的実権のない象徴天皇制が、実は日本古来の伝統に沿ったものであるという主張は、日本国憲法草案の発表とほぼ同時に出現した。敗戦直後に行われた津田左右吉や和辻哲郎の天皇擁護論もまた、このような主張であった。

また、矢内原自身も戦中に「日本民族の伝統的な国家統治の中心原則は、天皇が統治の大権の総攬者であること、並に臣民の翼賛なる二点にあり、……」<sup>71</sup>と述べていることから、「国体は変革されたと見る必要はない」<sup>72</sup>という考えは、敗戦を受けて出現したとみなして良いであろう。

だが実際には、象徴天皇制により政治構造としての天皇制が大幅に相対化されたのは明らかであり、「国体」における連続性は断たれたと見てよいであろう。むしろ連続しているのは、精神的中核としての天皇の位置ではないであろうか。

ともかく、矢内原が、天皇に政治的な主権者としてではなく、日本人の精神的なよりどころとしての役割を期待していたことは、ここにおいて明白であろう。矢内原は、天皇を中心とする国家の教養としてキリスト教を位置付けたのであった。

しかしこれは、矢内原が、キリスト教を天皇制イデオロギーから自立させる発想を持たなかったということではない。矢内原は、天皇を人としては認めていたが、神としては認めなかったという形で区別をしており、そのような形で自立させていたといえる。

以上見てきたように、矢内原には、天皇に対する深い思い入れがあった。しかし、そのような矢内原にも、一つだけ天皇を批判した問題があった。それは、天皇が「宗教的責任感」を持ち、日本国民を代表して、「国家的に罪の悔改を公に」していないということであった。矢内原は、先に挙げた論文「新憲法について」のなかで、日本国民において、終戦から新憲法の発布に至るまで、「一度も国民的悔改の行はれなかつた事実」を、新憲法発布に際して「最も遺憾」であるとしつつ、天皇に対しても悔改めを要求したのである<sup>73</sup>。

私は柔和なる今上陛下を衷心敬愛し、且つ御同情申上げて居る。併し未だ陛下の唇より悔改の御言の公に出でたことを聞かない。単に国民と苦難を共にし給ふといふに止らず、明治天皇が「罪あらば我をとがめよ天つ神、民はわが身の生みし子なれば」と詠じ給うたやうな宗教的責任感を自覚し給ふのでなければ、戦争と敗戦との精神的結末がつかないであらう。<sup>74</sup>（傍点引用者）

天皇の戦争責任の追及は、キリスト者を含め様々な立場からなされ、かつての天皇信奉者の人々においても、天皇への忠誠が深かったが故に、批判的な立場に転じたケースも、珍しくなかった。そして、自らの罪責を告白する声明を公に出さない天皇を「無責任」の象徴である——これは、知識人から民衆まで共通した心情であった——という言説が現れ、それに伴い、天皇退位論が台頭していった<sup>75</sup>。

そして、矢内原が天皇に求めたものは、「宗教的責任感」の自覚による「悔改の御言」、つまり、かつて神とみなされた人間としての立場からの謝罪であった。これらの議論に共通するのは、道徳的・倫理的に一人の人間として引責し、それに応じた、謝罪の意を表す何がしかの行動（reaction）を天皇に求めたということであった。

さらに、矢内原は、天皇にキリスト教を受け容れるよう切望する<sup>76</sup>。以下長文であるが、重要な箇所であるため、次に引用する。

余は更に陛下の御英断により我が皇室が基督の福音を受け容れ、国民に範を示し給はんことを祈り奉る。上古推古天皇の御代、我が皇室は御英断を以て仏教を受け容れ給う

た。それによりて我が国体は毫も毀傷せられる事なく、却つて仏教の信仰と仏教文化の受容によりて我が国民の精神生活の内容は豊富となり精神力は強化せられて、国体の美を一層善く發揮するを得たのである。

……ああ誰か我らの尊崇敬愛措く能はざる今上陛下に、聖書を御進講申上ぐる者は居ないか。聖書こそ此の未曾有の屈辱と苦難の中にありて、我が国家を維持し、国体を擁護し、国の前途に真正復興の希望あらしむる最善の光であるものを。<sup>77</sup>

このように、矢内原は、過去に皇室が仏教を受け容れたことを例に出し、それについて肯定的に評価をする。ここから、矢内原が、天皇と皇室にキリスト教を信じるよう望んでいたことは明白である。矢内原は、別の論文「日本の傷を医す者」において、「陛下に洗礼をお受けなさいとか教会にお出でなさいとか、そんな事を私申すのではありません。陛下を基督教徒にしようといふのではありません」<sup>78</sup>と、自分はただ天皇に聖書を学んで欲しいだけであると述べている。しかし本音は、「英断」に記されているように、「陛下の御英断により我が皇室が基督の福音を受け容れ」て欲しいということであろう。したがって、矢内原が描いた新生日本の理想的な姿とは、キリスト者となった天皇を精神的中核とした共同体であったといえるのではないだろうか。

## 結論

現代に生きる我々は、天皇制についての議論をする際に、アジア・太平洋戦争の記憶から、熱烈な天皇支持者即戦争支持者というような前提で議論を進める傾向がある。しかし、アジア・太平洋戦争下において戦争批判を貫いた矢内原は、以上見てきたように、熱烈な天皇支持者であった。矢内原は、現人神としてではなく、人間としての天皇を支持していたのである。さらに、矢内原は日本を完全非武装の「平和国家」かつ天皇を中心とする共同体として復興させようとしており、天皇をその礎の一つとして考え、それらを日本が果たすべき第一の世界史的使命だと考えていた。したがって、矢内原においては、戦争批判と天皇支持の立場は相克するものではなく、むしろ補完し合っていたといえるであろう。

最初に述べたように、戦後の歴史家が矢内原に下した評価は総じて高いが、彼の天皇観に対する評価は低い。矢内原の天皇観には、時代の制約もあり、確かに多くの問題点が存在する。

矢内原は偶像崇拜を否定し、天皇は人間であると述べつつも、天皇は日本文化の中心であり、日本が復興し、平和国家になっていくにあたっての最重要人物であると考えていた。しかし、その考えは矢内原の直感に由来していた。そしてその直感は、明治時代に生まれ、幼い頃から教育勅語による教育を受けた際に叩き込まれた家族国家観、皇国史観などの歴史的な文脈に規定されていた。それゆえに、矢内原は、その記紀神話の解釈の仕方や、「万世一系」といった、国粹主義者らの作り出したイデオロギーから強く影響を受けていたといった問題点が生じたのであろう。

矢内原は、「二代目」のなかでも、天皇に強い傾倒を示した年長世代に属していた。同じく年長世代に属していた塚本虎二、黒崎幸吉、金澤常雄は、天皇を現人神であると明言こそしなかったものの、実際には天皇に神性を付与し、天皇を熱烈に支持し、太平洋戦争開戦を機に戦争批判から脱落して戦争肯定の立場に転向した。彼らと同じ年長世代に属していた矢内原が戦争批判を貫けたのは、他の年長世代と異なり、天皇を人間として支持していたため、そして、信仰と社会科学の両者が補完しあったためであった。

矢内原の例は、我々に、天皇支持について、二つの立場——天皇を「神として」支持する立場と、「人間として」支持する立場——が存在したことを確認しなければならないということを示しており、矢内原はそれを立証する一つのモデルケースとなる。我々が戦争批判と天皇支持の立場の相関関係について考える際には、天皇支持について、以上の二つの立場が存在したことを踏まえなければならないであろう。そして、矢内原は、「人間として」天皇を支持したが故に、戦争批判と天皇支持の立場を両立しえたのではないだろうか。

<参考文献>

- 石田雄『『無教会二代目』の思想的問題性』『思想』651、岩波書店、1978年、136-144頁。
- 犬丸義一「マルクス主義の天皇制の歩み」遠山茂樹編『近代天皇制の展開——近代天皇制の研究Ⅱ』岩波書店、1987年、227-286頁。
- 太田雄三『『平和主義者』矢内原忠雄について』同『内村鑑三——その世界主義と日本主義をめぐって——』研究社、1977年、375-406頁。
- 大濱亮一「一キリスト者として天皇と天皇制を問う」三浦甫ほか『矢内原忠雄と現代』新地書房、1990年、59-80頁。
- 笠原芳光「『日本のキリスト教』批判」『キリスト教社会問題研究』22、1974年、114-139頁。
- 姜尚中「キリスト教・植民地・憲法」『現代思想』23、青土社、62-76頁。
- 姜尚中・小森陽一「知のオリエンタリズム——言説の冷戦をこえて」栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉編『越境する知6 知の植民地：越境する』東京大学出版会、2001年、137-167頁。
- 姜尚中「社会科学者の植民地認識——植民政策学とオリエンタリズム」『岩波講座 社会科学の方法3 日本社会科学の思想』岩波書店、1993年、102-130頁。
- 篠田一人「無教会主義キリスト者の抵抗——藤沢武義を中心として」同志社大学人文科学研究編『戦時下抵抗の研究Ⅰ』みすず書房、1968年、48-92頁。
- 島藺進「国家神道・国体思想・天皇崇敬——皇道・皇学と近代日本の宗教状況」『現代思想』35、2007年、青土社、211-229頁。
- 竹中佳彦「敗戦直後の矢内原忠雄——民族共同体と絶対的平和——」『思想』822、岩波書店、1992年、52-86頁。
- 同「制憲期の天皇制認識」『思想』794、岩波書店、1990年、31-51頁。

- 田中和男「地域研究としての植民政策——矢内原忠雄におけるオリエンタリズム——」同志社大学人文科学研究所編集『社会科学』47、1991年、291-306頁。
- 千葉真「強権と抵抗——ファシズム国家と教会」柴田敏夫編『政治と宗教のあいだ』有斐閣、1986年、66-86頁。
- 同「非戦論と天皇制問題をめぐる一試論」『内村鑑三研究』40、キリスト教図書出版社、2007年、88-133頁。
- 土肥昭夫「近代天皇制とキリスト教——帝国憲法発布より日清戦争まで」富坂キリスト教センター『近代天皇制の形成とキリスト教』新教出版社、1996年。
- 同「近代天皇制とキリスト教——日比谷焼打事件より虎の門事件まで」富坂キリスト教センター編『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』新教出版社、2001年、288-328頁。
- 南原繁「退位の問題」同『南原繁著作集』9、岩波書店、1973年、98-108頁。
- 成田龍一・吉田裕「まえがき」『岩波講座 アジア・太平洋戦争1 なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』岩波書店、2007年第4刷、7-13頁。
- 原誠「戦時期のキリスト教思想——日本的基督教を中心に——」『基督教研究』61巻2号、1999年、15-41頁。
- 丸山真男「軍国支配者の精神形態」『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、88-130頁。
- 同「超国家主義の論理と心理」『丸山真男集』3、岩波書店、1995年、17-36頁。
- 同「政事の構造——政治意識の執拗低音——」『丸山真男集』12、岩波書店、1996年、205-239頁。
- 柳父圀近「矢内原忠雄——帝国主義とファシズム批判の預言者」キリスト教文化学会編『プロテスタント人物史』ヨルダン社、1990年、180-211頁。
- 大河原礼三編著『矢内原事件50年』木鐸社、1987年。
- オカノ・ユキオ編『資料 戦時下無教会主義者の証言』キリスト教夜間講座出版部、1973年。
- ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて（下）』三浦陽一、高杉忠明、田代泰子訳、岩波書店、2004年。
- 土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史論』教文館、1987年。
- 同『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、2004年第5版。
- 富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007年。
- 南原繁他編『矢内原忠雄——信仰・学問・生涯』岩波書店、1968年。
- 西村秀夫『矢内原忠雄』日本基督教団出版局、1975年。
- ハーバート・ビックス『昭和天皇（下）』吉田裕監修、岡部牧夫、川島高峰、永井均訳、講談社、2005年。
- 原誠『国家を超えられなかった教会 15年戦争下の日本プロテスタント教会』日本キリスト教団出版局、2005年。

- 藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々（上）——敗戦の神義論』木鐸社、1977年。  
同『内村鑑三を継承した人々（下）——十五年戦争と無教会二代目』木鐸社、1977年。  
藤田若雄キリスト教社会思想著作集刊行会『藤田若雄キリスト教社会思想著作集』2、木鐸社、1983年。  
同『藤田若雄キリスト教社会思想著作集』3、木鐸社、1984年。  
無教会論研究会編『無教会論の軌跡』キリスト教図書出版社、1989年。  
村上重良編『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社、1983年。  
安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、2007年。  
矢内原伊作『矢内原忠雄伝』みすず書房、1998年。  
矢内原忠雄『矢内原忠雄全集』17、岩波書店、1964年。  
同『矢内原忠雄全集』18、岩波書店、1964年。  
同『矢内原忠雄全集』19、岩波書店、1964年。

Takaaki Haraguchi, "A historical Assessment of Tadao Yanaihara's view of the Nation," *Asia Journal of Theology* Vol.21 number1, 2007, pp112-123.

## 注

- 
- 1 内村鑑三記念講演会とは、内村の死後、各「先生」（無教会における、集会の指導者）を中心にした集会が孤立分散していた無教会の、無教会主義としての唯一の連帯であった。したがって、そこで講演されている内容は、無教会宣教の性格を最もよく表すといえることができるであろう。
  - 2 溝口正「藤田若雄」無教会論研究会編『無教会論の軌跡』キリスト教図書出版社、1989年、275頁。
  - 3 藤田若雄「あとがき」藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々（上）——敗戦の神義論』木鐸社、1977年第2版、289頁。
  - 4 姜尚中「キリスト教・植民地・憲法」『現代思想』23、1995年、青土社、68頁。
  - 5 前者の例として、家永三郎「《日本の思想雑誌》戦時下の個人誌」（『思想』475、岩波書店、1964年）、藤田若雄『矢内原忠雄——その信仰と生涯』（教文館、1967年）、西村秀夫『矢内原忠雄』（日本基督教団出版局、1975年）などが、後者の例としては、太田雄三『『平和主義者』矢内原忠雄について』太田雄三『内村鑑三——その世界主義と日本主義をめぐって——』（研究社、1977年）、田中和男「地域研究としての植民政策——矢内原忠雄におけるオリエンタリズム——」同志社大学人文科学研究所編集『社会科学』47、（1991年）、姜尚中「社会科学者の植民地認識——植民政策学とオリエンタリズム』『岩波講座 社会科学の方法』3（岩波書店、1993年）などが挙げられる。

なお、敗戦直後の矢内原の国家構想について取り扱っているものは、管見では、次の二つの論

文のみである。竹中佳彦「敗戦直後の矢内原忠雄——民族共同体と絶対的平和——」『思想』822（岩波書店、1992年）、千葉真「非戦論と天皇制問題をめぐると一試論」『内村鑑三研究』40（キリスト教図書出版社、2007年）。

- 6 矢内原忠雄「日本精神への反省」『矢内原忠雄全集』19、岩波書店、1964年、13頁。（以下、『全集』）
- 7 矢内原の天皇観は、「終戦六講演」を含む、以下の諸論文や著作において主に述べられている。「日本精神の懐古的と前進的」（『理想』1933年1号に掲載、『全集』18所収）、『日本精神と平和国家』（1946年、『全集』19所収）、「日本国民の使命と反省」（『世界』8に掲載、1946年8月、『全集』19所収）、「新憲法について」（『嘉信』第9巻第12号に掲載、1946年12月、『全集』19所収）、「国家興亡の岐路」（『日本の傷を医す者』白日書院、1947年、『全集』19所収）。これらは、矢内原の天皇観を知る上で不可欠の資料である。
- 8 「日本の傷を医す者」『全集』19、155頁。
- 9 同上、188頁。
- 10 「日本精神の懐古的と前進的」『全集』18、81頁。
- 11 「日本の傷を医す者」『全集』19、145頁。
- 12 「根本的理由」のもう一つは、「条約違反」であると矢内原は述べる。次の文章を参照。

「……条約違反と偶像崇拜から起つた戦争であるが故に、彼らは自ら之を『聖戦』と称した。彼らが聖戦と称したことは、即ち之が聖戦でなかつた事の何よりの証拠であります。総てが虚偽である。……」

日本を敗戦に導き、今日の惨状に導いた原因……日本が神の審きを受けなければならなかつたことの根本的理由は、唯今申した虚偽といふことである。国に対して虚偽、神に対して虚偽、虚偽を美化する為に聖戦と言つた其の偽善にあるのである。」（同上、144-145頁。）
- 13 「国家興亡の岐路」『全集』19、170頁。
- 14 「日本精神の懐古的と前進的」『全集』18、81頁。
- 15 「基督教と日本の復興」『全集』19、190頁。
- 16 「いわゆる『天壤無窮の神勅』を根拠に、天照大神以来の一系性をそれだけで絶対価値として強調し」はじめたのは、本居宣長以来であつた（安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、2007年、13頁）からというのが、矢内原がここで宣長を取り上げた理由であろう。
- 17 「日本精神への反省」『全集』19、15頁。
- 18 同上、25頁。
- 19 同上、26頁。
- 20 同上、37頁。
- 21 同上、24頁。
- 22 矢内原は、宣長の神観を次のように総括する。

「殊に宣長の神観に於て最も特色をなすものは禍津日神と直毘神との働きでありまして、禍津



- 日神は禍を下す神、悪神であるのです。その禍津日神の働きを正す神が直毘神であるが、時には禍津日神の働きが強くて天照御大神、高産巢日大神さへも之を抑へる事が出来ない。正は邪に勝ち、善神は悪神に勝つといふことも言つてをりますけれども、併しその根拠を宣長は少しも示してをらない。神には『善も悪も有て、その徳もしわざも、又勝れたるもあり、劣れるも有り、さまざまにて、さらに一準に定めがたきもの也』（『くず花』）。之が宣長の説であります。」（同上、24頁）
- 23 同上、37頁。
- 24 同上、30頁。
- 25 同上、30頁。
- 26 「日本精神の懐古的と前進的」『全集』18、81-82頁。
- 27 広岡謙治は、「矢内原の皇室擁護論の建前は歴史論的であるばかりでなく、信仰論的——いかなれば『神の国共鳴体説』——であるとも考えられる」と、宗教制度としての天皇制擁護であると述べている（広岡謙治「矢内原忠雄」藤田『内村鑑三を継承した人々（上）——敗戦の神議論』、183頁）。また、土肥昭夫は、矢内原は「天皇の神性と人性をそのカテゴリーによって使いわけ」ていると指摘している（土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、2004年第5版、394頁）。
- 28 その根拠として、矢内原が、「終戦六講演」の一つである「日本の傷を医す者」（1945年12月13日、東京都）において披露した、万葉集所収の柿本人麻呂の歌「すめろぎは神にしませば天雲の雷の上にいほりせるかも」の解釈が挙げられる。矢内原は、「天皇を宗教的崇拝の対象たる意味に於て現人神として見たと解釈するのは、行き過ぎである」としつつも、「天皇は私心がないといふ意味に於て神の如き心を有たれる。或は天皇は天照御大神の御子孫として神に膏注がれた特別な地位にあられる方である。さういう意味ならばいざ知らず……」（傍点引用者）と述べているのである。ここには、矢内原の天皇観——天皇は「私心がないといふ意味に於て神の如き心」を持っており、「天照御大神の御子孫として神に膏注がれた特別な地位」にある人間であるという考え——が表れているのではないだろうか（「日本の傷を医す者」『全集』19、144頁）。
- 29 同上、83頁。
- 30 なお、このような主張に対して、「三代目」である藤田若雄から批判がなされた。藤田は1950年に友人宛の書簡で、「この矛盾だらけの日本社会を救うものは何であるか。一人よがりの『それはキリスト教以外にない』という主張ではどうにもならぬと思う」と矢内原を批判している（藤田若雄キリスト教社会思想著作集刊行会『藤田若雄キリスト教社会思想著作集』2、木鐸社、1983年、472頁、同『藤田若雄キリスト教社会思想著作集』3、1984年、38頁などを参照）。
- 31 「日本の運命と使命」『全集』19、131頁。
- 32 「基督教と日本の復興」『全集』19、205頁。
- 33 同上、190頁。
- 34 矢内原が、天皇自身は現人神として崇められることを望んでいなかったと考えていたことは、

注目に値するであろう。次の文章を参照。「此の問題は今年の元旦に陛下自ら『朕は現御神にあらず』と仰せられた、あの当然ではあるけれども、一つの悲壮な気持ちを御声明になつて、問題は解かれたのであります。」（『国家興亡の岐路』『全集』19、170頁。）

35 矢内原は、なぜキリスト教かということについて、次の三つの理由を挙げる。第一は、キリスト教それ自体が「真理」であるため。第二に、「基督教の教と日本精神との間」には、「信仰的といふこと」と、「霊的といふ事」において、「脈絡」があるため。前者は「基督教の生命とする立場」であり、後者は「宣長の……産霊の神（引用者注——宣長の唱えた復古神道において、万物の根源とされている神）の働きといふ思想」は、「洗練してゆけば、霊的な素質を有つ」ようになるから、「之は基督教の霊的な信仰に通ずるもの」であり、かつ、「私心を去つて神の御心によつて生きるといふ」「基督教の生命とする考へ方」と通じるため。第三は、「日本精神に充分備はつてをらない」「真理に対する愛、人格的な責任観念、善悪正邪に対する鋭い感覚、罪悪に対する徹底的な態度」が、「基督教に於て非常に深く示されてゐる」ため（『日本精神への反省』『全集』19、50頁）。

36 次が、その勅語の該当部分。「朕ハ終戦二伴フ幾多ノ艱苦ヲ克服シ、国体ノ精華ヲ發揮シテ世界ニ布キ、平和国家ヲ確立シテ人類ノ文化ニ寄与セムコトヲ冀ヒ、日夜軫念措カス」（村上重良編『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社、1983年、331頁。）

この当時は、「平和国家」「文化国家」として日本を復興させようという考えは一般的であり、「平和国家」としての日本復興論は、矢内原独自のものではなかった。

37 「日本の運命と使命」『全集』19、127-128頁。

38 「平和国家論」『全集』19、101頁。

39 同上、85頁。

40 「英断」『全集』17、268頁。この「英断」は1945年10月に『嘉信』に記載された。「戦争の間」の話としか記述されておらず、この発言をした具体的な年月は特定できない。

41 「日本の運命と使命」『全集』19、118-119頁。

42 「日本国民の使命と反省」『全集』19、236頁。

43 同上、237頁。

44 同上、244頁。

45 「国家興亡の岐路」『全集』19、173頁。

46 「日本国民の使命と反省」『全集』19、244頁。

47 矢内原はまた、日本国民についても、その記紀神話の解釈から、本来は「平和主義者」であると述べる。日本国民が「平和を理想としてもつ国民であること」は、記紀神話の中に示されており、さらに、「日本人の国民生活の中に、国民文学の中に、或ひは歴代の天皇の御製の中に」その実例を多く見出すことができるというのである。矢内原は、日本国民が、本来このような「平和主義者」であると教えられてこなかったことについて、日本の歴史が「今まで歪められて教へられてゐた」とし、「新しき光の下に正しく学び直す必要がある」と主張したのは、彼の神

話解釈の特異性を際立たせる点から、注目に値するであろう（『全集』19、98頁）。

- 48 最近の研究では島藺進「国家神道・国体思想・天皇崇敬——皇道・皇学と近代日本の宗教状況」（『現代思想』35、2007年、青土社）211-229頁を参照。また当時のものとしては、文部省が設置した国民精神文化研究所が発行したパンフレットである、吉田熊次『国民理想の確立』（青年教育普及会、1932年）、田中義能『日本文化の特色』（青年教育普及会、1932年）、紀平正美『国体の真意義』（青年教育普及会、1932年）、安岡正篤『日本の国体』（青年教育普及会、1932年）を参照。
- 49 「国家興亡の岐路」『全集』19、172頁。
- 50 同上、173頁。
- 51 同上、173頁。
- 52 同上、171頁。
- 53 矢内原忠雄『マルクス主義と基督教』一粒社、1932年（『全集』16所収）。
- 54 柳父圀近「矢内原忠雄——帝国主義とファシズム批判の預言者」キリスト教文化学会編『プロテスタント人物史』ヨルダン社、1990年、185頁。同様の指摘は、藤田若雄と渡部恵一郎によってもなされている。藤田若雄「戦時下の矢内原忠雄」大河原礼三編『矢内原事件50年』木鐸社、1987年、91頁、渡部恵一郎「矢内原忠雄」藤田若雄編著『内村鑑三を継承した人々（下）——十五年戦争と無教会二代目』木鐸社、1977年、303-304頁。
- 55 柳父「矢内原忠雄——帝国主義とファシズム批判の預言者」、205頁。
- 56 次の文章を参照。「戦争はあるのだからあると、簡単にその事実を是認して、さていくら戦争しても決して悲観しない様に個人を慰め助けるといふのが、宗教の使命の全部でありませうか。戦争といふこと自体、戦争の原因たる帝国主義そのものが神様の目から見て何だといふ事は、矢張り一つの宗教問題であり、預言の対象であるのではなからうか。」（「宗教は個人的か社会的か」『全集』18、240頁）
- 57 「日本国民の使命と反省」『全集』19、235頁。
- 58 同上、237-238頁。
- 59 「日本の運命と使命」『全集』19、126頁。
- 60 「新憲法について」『全集』19、246頁。
- 61 「日本の運命と使命」『全集』19、125頁。
- 62 「新憲法について」『全集』19、247頁。
- 63 次の文章を参照。「外国人は天皇制として、制度の問題として見ます。併し我々にとつては天皇は制度上の存在ではなくして、国民生活の中心として、国民生活上の存在である。丁度家庭に於て親といふものを制度であると考へるか、生活であると考へるか、そこに考へ方の大きな相違がある如くであります。……天皇は専制君主ではありません。また一つの制度でもありません。」（「日本の運命と使命」『全集』19、125-126頁。）この引用文中における「親」という表現、さらに、「……いはば家族的関係として、一家の家族が父の權威に服ふが如き意味に於て天皇

に服つて来た。」(「平和国家論」『全集』19、84頁)という言葉から、矢内原が、家族国家観を持っていたことがうかがえる。

6 4 安丸良夫『近代天皇像の形成』、15-16頁。

6 5 「平和国家論」『全集』19、83頁。

6 6 「国家興亡の岐路」『全集』19、170頁。

6 7 次の文章を参照。「天皇を西洋人の考へるやうな専制君主としてでなく、我々の国民生活の中心として、民族の宗家として尊み又親しむ。さういふ意味の忠君愛国の心。……何故それを今日發揮しないか。……日本に於て、日本国の事を一番本気に、一番真面目に、一番私心なく考へて、心配して行動せられたのは天皇御自身だ。本当に陛下はお気の毒だ。あんなに一生懸命になつてをられて、といふ国民的感情をば、なぜ泣いて率直にそのまま披瀝しないのか。」(「日本の傷を医す者」『全集』19、83頁。)

6 8 「平和国家論」『全集』19、171頁。

6 9 しかし、矢内原の「天孫降臨の神勅」解釈には危うさも見える。次の文章を参照。

「天孫降臨後天孫種族と日本国土の先住民との間には征服関係を生じたが、天孫種族内部に於いては天皇と国民の紐帯は元来政治的といふよりも社会的であつた。……問題はこの神話的なる氏族社会の中に起源をもつ天皇の社会的意味が、その後に千年の歴史を通じて持続せられたといふ事実にある。」(傍点引用者)(「日本国民の使命と反省」『全集』19、237頁。)

このように、種族間の「征服関係」を容認するかのよう言説が見られることは、注意が必要である。これについては、他日詳しく検討する必要があるであろう。

7 0 「新憲法について」『全集』19、246-247頁。

7 1 「民族と伝統」『全集』18、620頁。

7 2 「新憲法について」『全集』19、247頁。

7 3 同上、249頁。天皇は最重要の位置にある公人であり、公の場で天皇が個人としての言動や行動を自由になすことが不可能なのは自明のことである。特に敗戦直後はGHQの厳しい管理下に置かれており、当時そのことは報道もされていたことから、矢内原がその事実を知っていたことは明らかである。しかし、その事実を分かりきっている、矢内原ほどの知識人が、それでもなお、天皇に「悔改の御言」を要求したのである。彼のその姿に、今日の我々からは想像も出来ないほどの、当時の人々の、天皇に対する敬慕の情の一端をうかがえないであろうか。

7 4 同上、249頁。また矢内原は、「終戦六講演」の一つである、「国家興亡の岐路」(1946/2/11大阪中ノ島公会堂での講演)において、この不満を、終戦の勅令を聞いた時から持っていたことを述べている。

「戦争は終つた、之は陛下の御英断であつて、陛下の御心は<sup>な</sup>哭いてをられる、といふ感動を得たのでありますが、率直に申しましてもう一足である。即ち陛下が日本国民を代表して、我が国は天地の神に対して罪を犯した、間違つてゐた、といふ事を一言おつしやつて下されば満点であると思つたのであります。」(「国家興亡の岐路」『全集』19、162頁。)

- 75 天皇退位論が台頭していった当時の風潮については、ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて（下）』三浦陽一、高杉忠明、田代泰子訳、岩波書店、2004年、63-97頁ならびにハーバート・ビックス『昭和天皇（下）』吉田裕監修、岡部牧夫、川島高峰、永井均訳、講談社、2005年、216-355頁を参照。
- 76 天皇制を残した上で日本をキリスト教化し、反共の砦にするということが、GHQの対日政策であったため、天皇をキリスト者にするのはGHQの占領政策の一環であった。そして、そのことは当時のマスコミが報じていたのであり、天皇をキリスト者にするというのは、キリスト者であれば知っていた話であったため、これは矢内原特異の発言ではなかった。
- 77 「英断」『全集』17、268-269頁。
- 78 「日本の傷を医す者」『全集』19、157-158頁。

（きくかわ・みよこ 同志社大学大学院神学研究科博士後期課程）

<正 誤 表>

- |                   |              |   |                          |
|-------------------|--------------|---|--------------------------|
| ・ 51 頁、3 段落目、6 行目 | 〔誤〕 太平洋戦争    | → | 〔正〕 1942 年のアメリカ・イギリスとの戦争 |
| ・ 同、4 段落目、2 行目    | 〔誤〕 (1977 年) | → | 〔正〕 (木鐸社、1977 年)         |
| ・ 同、4 段落目、3 行目    | 〔誤〕 (1977 年) | → | 〔正〕 (木鐸社、1977 年)         |
| ・ 52 頁、6 段落目、6 行目 | 〔誤〕 太平洋戦争    | → | 〔正〕 アメリカ・イギリスとの戦争        |
| ・ 56 頁、2 段落目、7 行目 | 〔誤〕 同校外五校    | → | 〔正〕 同校ほか五校               |
| ・ 63 頁、1 段落目、3 行目 | 〔誤〕 太平洋戦争    | → | 〔正〕 1942 年のアメリカ・イギリスとの戦争 |



